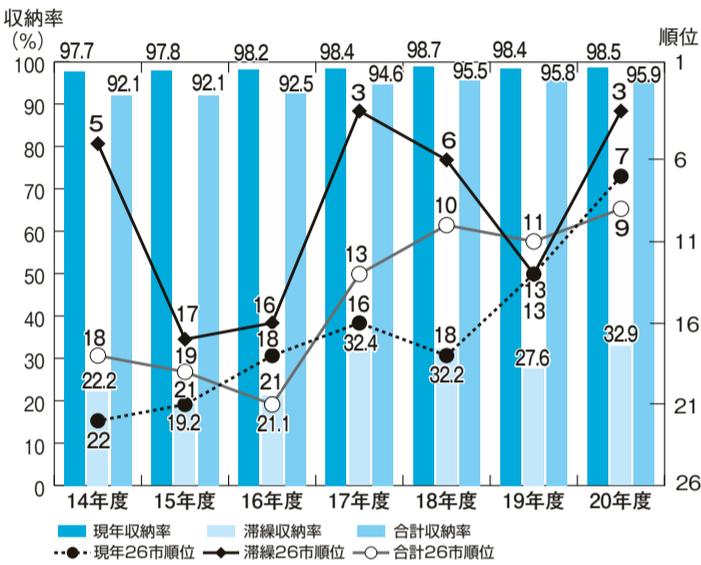


皆さんの納めた税金が 東久留米を支えています

市では、高齢者支援や子育て支援等、市民の皆さんが安心して生活できるよう、さまざまな事業を行っています。これらの事業にかかる経費は、皆さんに納めていただいている貴重な税金が主な財源となつていきます。今後、必要な事業が適切に提供できるよう、行財政改革に取り組みとともに、財源の安定した確保のために、市税の納期内納付にご理解とご協力をお願いします。詳しくは納税課 ☎470・7729へ。

市が行う事業を支えているのは皆さんに納めていただいた税金です

市税収納率と26市における順位



市では、「市民の皆さんが住んで良かったと思えるまち」「市民の皆さんから選ばれ続けるまち」を目指しています。また、市民の皆さんが安心して生活できるよう、必要な事業を適切に提供するため、さまざまな行財政改革に取り組んでいます。

これらの事業を行うための経費は、皆さんに納めていただいた貴重な税金が主な財源となつていきます。21年度歳入予算約342億円のうち、市税収入は歳入の約50%を占め

21年度11月以降の市税等納期一覧

納期	固定資産税 都市計画税	市・都民税 (普通徴収)	国民健康 保険税	後期高齢者 医療保険料
21年	11月		3期 11月2日	4期 11月2日
	12月	3期 12月25日		5期 11月30日
22年	2月		4期 2月1日	6期 12月25日
	3月	4期 3月1日		7期 2月1日
			8期 3月1日	8期 3月1日
			9期 3月25日	

市では、納期限を過ぎても納付いただけない方に対して、督促状や催告書の文書送付や電話による催告を行っています。早急な納税をお願いしています。これらに要する費用は、皆さんが納めていただいた貴重な税金で賄われています。

**逃げない! 退かない!
驚かない!
差し押え等の強制徴収
を強化します**
～税の公平性を保つため～

市では、納期限を過ぎても納付いただけない方に対して、督促状や催告書の文書送付や電話による催告を行っています。早急な納税をお願いしています。これらに要する費用は、皆さんが納めていただいた貴重な税金で賄われています。



付されない方がいる場合、納付された方との公平性を欠くばかりでなく、保険制度そのものを揺るがす事態に発展してしまいます。

市では、市政や事業を支える財源の安定した確保のために、納期内納付をお願いするとともに、納期内に納税された方との公平性を保つため、滞納解消に向けた徴収強化に取り組みを進めます。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

市税等は納期限内に納付してください

毎年5月に「納期内納税キャンペーン」と題して、市長を先頭に市の新人職員が街頭に立ち、出勤時間帯のお忙しい中ではありますが、市民の皆さんへ納期内納税(11月以降の納期は上表参照)のお願いをしています。

口座振替をご利用ください

口座振替にすると、金融機関等へ支払いに行く手間が省けるだけでなく、納め忘れ

を完納して、延滞金だけが未納となっている場合であっても、延滞金について差し押え等の強制徴収を行っていますので、ご注意ください。

滞納者宅の搜索・タイヤロックを実施しました

昨年は強制徴収強化対策の一環として、市税等の納付に誠意のない滞納者宅の搜索10件と、普通自動車・自動二輪車のタイヤロックを5件実施しました。

《今号の主な内容》

- ・国税の「ダイレクト納付」を開始します
- ・駅前放置自転車クリーンキャンペーン
- ・女性特有のがん検診の受診をお勧めします
- ・東久留米子ども読書週間を実施します

2面
3面
4面
7面

保育園保育料の徴収を強化します

これまで、市税・国民健康保険税(以下、国保税)等の徴収強化対策として、不動産の公売やインターネット公売、搜索等の強制徴収を行い、市税・国保税等の歳入確保に努めてきました。しかし、皆さんに納めていただく税(料)は市税・国保税等だけではなく、介護保険料や学童保育料等、さまざまな使用料等があります。

納期限内に保育料を納付している保護者がいる一方で、残念ながら保育料を滞納している保護者がいるのが現実です。そこで、納期限内に保育料を納付した方との公平性を保つため、財産(給与等)の差し押えや取り立てだけでなく、滞納者宅の搜索や搜索による発見した財産等のインターネット公売を視野に入れ、保育料の強制徴収を行っています。

市税等の納付に困ったら必ずご相談ください

病气や事業の廃止等、やむを得ない事情により市税等の納付が困難な方は、そのまま放置せず、早急に納税課へご相談ください。詳しい事情をお聞かせいただき、分割納付等の相談に応じます(あくまでも特別な方法です)。相談も納付もいただかない場合は、市税等に対して納付の意欲がないと判断し、財産調査を進め、差し押え等の滞納処分を執行します。

①当初送付した各税等の納税通知書に同封した「はがき」

②市内の金融機関の窓口へ申し込み用紙が設置してあります(通帳と通帳印を持参してください)。また、納税課 ☎470・7729へ連絡いただければ、口座振替依頼のはがきを郵送します